

令和5年 第4回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年3月16日（木）午後2時30分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）

白 井 靖 二

荒 川 陽 子

欠席した委員の氏名

上 森 英 史

三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼こども政策課長

松 田 展 雄

こども施設課長

齋 木 雅 徳

こども支援課長

金 川 和 弘

学校教育課長

西 村 健 吾

生涯学習課長

毛 利 公 一

学校給食課長

伊 藤 康 恵

文化振興課専門官

中 原 齊

学校教育課長補佐

仲 倉 昭 雄

こども施設課担当課長補佐

井 上 真 一

スポーツ振興課主事

小 出 大

こども政策課担当課長補佐

木 村 俊 文

こども政策課主事

石 塚 亜希子

議事日程 令和5年3月16日（木）午後2時30分

第1 会議録署名委員の指名

第2 前回の会議の会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 事

議案第14号 米子市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第15号 米子市指定有形文化財の指定について

議案第16号 米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則について

議案第17号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

て

議案第18号 令和5年度一般会計補正予算(補正第1回)について
(教育委員会の所管に属する部分)

議案第19号 米子市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第20号 史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について

開 会 午後2時30分

浦林教育長 ただいまから、令和5年第4回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

浦林教育長 上森委員と三瓶委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に白井委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 教育長。

浦林教育長 松田教育委員会事務局長。

松田事務局長 前回の会議は、令和5年3月9日に開催され、議案第13号「市立学校の県費負担教職員の異動の内申について」についてご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に日程第3 教育長の報告についてです。

3月10日、中学校の方の卒業証書授与式を予定通り実施することができました。今年は、卒業生のマスクの着脱は自分の判断でということ、これまでと少し違う形でできたかなと思います。

今後、国・県の方からも学校に対する通知が出るということですので、そういったものを受けて、迅速に、米子市の対応について学校に周知していこうと思っております。

委員の皆さんには、祝辞の方でお世話になりました。また、明日は小学校の卒業式ですので、祝辞の方をよろしく願いいたします。

4 議事について

浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります前にお諮りいたします。
議案第18号で「令和5年度一般会計補正予算（補正第1回）
について（教育委員会の所管に属する部分）」を、議案第19号
で「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」を、議案第2
0号で「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」を、
追加議案として提出させていただきたいと思いますが、これにご
異議はございませんか。

（異議なしの声）

浦林教育長 異議がないようですので、議案第18号から議案第20号ま
でを、本日の議事に追加します。
議事日程と議案の配布をお願いします。

（議事日程と追加議案の配布）

浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります。
議案第14号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」を議
題とします。
事務局から説明をお願いします。

小出主事 教育長。

浦林教育長 小出スポーツ振興課主事。

小出主事 それでは、スポーツ振興課から議案第14号についてご説明
させていただきます。
現行の第9期米子市スポーツ推進委員の任期が令和5年3月
31日で満了となることから、新たに第10期米子市スポーツ
推進委員を委嘱しようとするものです。任期は令和5年4月1
日から令和7年3月31日の2年間でございます。委員候補者
名簿は2ページに掲載されておりますので、ご確認いただけれ
ばと思います。市内の各公民館から2名ずつご推薦いただいた
58名と、米子市全体を対象とし、これまでの米子市スポーツ推
進委員としての活動状況を考慮して市が直接推薦した21名、
合計79名にスポーツ推進委員を委嘱いたしたくお諮りするも
のです。

なお、スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条の規定により、市町村におけるスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解があり、職務を行うのに必要な熱意と能力のある方の中から教育委員会が委嘱するものとされております。

説明は以上でございます。

浦林教育長 質疑はございませんか。

荒川委員 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 今ご説明いただきまして、各公民館から2名と伺ったんですけども、自治会の加入率も年々少し下がってきているというお話も伺う中で、公民館によって支える人数といたしますか、多少違うのかなというふうに心配しております。

自分の所属する自治会の会長さんも、この時期役員を探すのに一生懸命で、苦勞されているご様子なのですが、その自治体の規模に関わらず今後もやっぱり2名ずつお願いしていくのか、それに、適性の合った方がお願いされているということなのですが、自治体の中に無理が生じてないかちょっと心配になったところなんですけど、今後の見通しも含めて教えていただけたらなと思います。

小出主事 はい。

浦林教育長 小出スポーツ振興課主事。

小出主事 現在は、自治会の規模問わず全公民館から2名ずつということをお願いさせていただいてはいるんですが、ご意見いただいた通り、自治会の規模によっては、2名だったら負担があったり、あるいは3名以上出してもいいよという自治会があるかもしれませんので、今後協議したいと思います。

荒川委員 わかりました。

浦林教育長 その他よろしいでしょうか。

浦林教育長 それでは質疑がないようですので採決いたします。議案第14号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第14号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは、次に議案第15号「米子市指定有形文化財の指定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

中原専門官 教育長。

浦林教育長 中原文化振興課専門官。

中原専門官 3ページをご覧いただきたいと思います。昨年の2月に諮問いただきました4件のうち、先月の22日に開催されました米子市文化財保護審議会におきまして、今回の物件について、指定するのがふさわしいのではないかと答申がございましたので、ご説明させていただきます。

米子市文化財保護条例第3条第1項に基づき、次の文化財を米子市指定文化財に指定する。有形文化財、絵画の部でございます。名称は、古曳盤谷筆龍之図天井画。員数は1。寸法は長さ3.87メートル、幅2.76メートル。所在地は橋本623番。所有者は阿陀萱神社さんでございます。

簡単に説明をさせていただきます。4ページをお開き下さい。

古曳盤谷と申しますのは、江戸時代の終わりから明治の始めにかけて、主に信州、長野県の方で活躍いたしました南画家でございます。100人以上の弟子を育てたことで、教育者としても知られている人物でございます。この古曳盤谷が、米子市の榎原の方の出身ですけれども、元々医家の家でございますが、画家としても優れた人ございまして、画道を極めたいということで、天保8年、1837年に、郷土を出立して、大阪京都江戸等を回ります。その時に、地元であります阿陀萱神社に納めた龍之

図の天井画でございます。

龍は、天地自然、生命を象徴する空想上の生き物でございますけれども、水を司る神でもあり、防火を願い、五穀豊穡を願う。さらに、盤谷自身が自ら龍となって旅立つ。そういう気迫のこもった龍之図の天井画というふうに考えます。ダイナミックな構想が雄渾でありまして、揺るぎがなく完成した気品を備えております。

下の写真の右上の方が、拝殿の中の、中央に描かれました天井画の位置になります。左の方が全体の写真になります。基本的に墨画ですけれども、右下の方に、いわゆる幸せを象徴する宝珠、赤い宝珠を掴んでいる、ダイナミックな傑作と考えています。右下の方に落款がございまして、丁酉という、天保8年の年号がございまして。

見る者を圧倒しまして、盤谷の地元における初期作品の傑作と考える、ということで今回指定をお諮りする次第でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

浦林教育長 質疑はございませんか。

浦林教育長 それでは質疑がないようですので採決いたします。議案第15号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第15号「米子市指定有形文化財の指定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 それでは、次に議案第16号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

仲倉課長補佐 教育長。

浦林教育長 仲倉学校教育課長補佐。

仲倉課長補佐 5ページをご覧ください。米子市立小・中学校における事務分担の軽減を図るため、学校の管理運営に関し、校長が教育委員会

に提出する書類の様式について、公印の押印を省略するための整備を行うほか、記載事項を整理することについてお諮りいたします。

改正内容は、次の2点でございます。

まず、公印の省略について6ページをご覧ください。以降23ページまで学校の管理運営に関して学校長が教育委員会へ提出する書類の様式の新旧対照表を載せております。右側がこれまでの様式、左側が改正しようとしている様式となります。改正の1点目はこの度、各様式について公印の押印欄を削除するとともに、公印の押印を省略する旨を表示し、事務手続の軽減を図りたいと考えております。

続いて、記載事項の整理についてでございます。10ページ、11ページをご覧ください。別記様式5号及び6号について、この両様式は学校における教育課程の実施に関する報告に用いるものです。まず10ページの様式第5号は、これまで教科・領域の欄に「外国語」の表記しかなかったことから、3・4年生の「外国語活動」と5・6年生の「外国語」を分けて表記しております。また、これまでは「研究課題」としていた表記を、「研修主題」に変更しております。次に11ページの様式第6号は中学校の選択教科を削除した点と、様式第5号と同様に「研究主題」の表記を変更しております。

以上、2点について改正いたしたいと考えております。

ご審議をお願いします。

浦林教育長 質疑はございませんか。

荒川委員 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 今回資料を見せていただいて、改めて、見えない事務作業がこんなにたくさんあるのだなという驚きとともに資料を拝見させていただいたんですが、今ご説明いただいた中で、文言の整理もあるということで、「課題」という言葉が「主題」になったと。これは何が変わっていくんでしょうか。

仲倉課長補佐 教育長。

浦林教育長 仲倉学校教育課長補佐。

仲倉課長補佐 近頃はどちらかといいますと、各学校の方が、計画訪問等で伺っても、「研究主題」という表現を主に用いて説明をされていることもございまして、実態に即した形で標記の方を、内容は変わるわけではないと考えますけども、「研究主題」という言葉を最近是用いますので、今の流れに即した形に変えたいというところでの標記の変更でございまして。

荒川委員 より親しみやすくわかりやすい形に変更したということですね。

浦林教育長 その他よろしいでしょうか。

浦林教育長 それでは質疑がないようですので採決いたします。議案第16号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第16号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次の議案の審議に入ります前にお諮りいたします。

議案第17号は、本委員会から当該協議会委員を選出する必要がありますが、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の委員の氏名及び審議内容については、採択が終了するまで非公開とされることとなっているとのこととでございます。

また、議案第18号の予算案は、3月16日に市として公表を予定していますので、これらの議案の審議を非公開とすることを提案したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第17号及び議案第18号の審議については、非公開といたします。

[非公開] 議案第17号「鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について」

[非公開] 議案第18号「令和5年度一般会計補正予算（補正第1回）について（教育委員会の所管に属する部分）」

浦林教育長 それでは、次に議案第19号「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。
 事務局から説明をお願いします。

中原専門官 教育長。

浦林教育長 中原文化振興課専門官。

中原専門官 引き続き、追加議案の3ページをご覧いただきたいと思
います。今月末をもって、委員の任期が終了いたします、米子市文化
財保護審議会の委員につきまして、審議会条例第3条の規定に
よりまして、以下の委員を委嘱したいと思います。

 委員の任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日ま
での2年間でございます。候補の委員の氏名、所属につきましては
こちらに書いてある通りでございますが、学識経験がある者とい
うことで、浅井秀子氏以下10人を再任ということをお願い
したいと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

浦林教育長 質疑はございませんか。

浦林教育長 それでは質疑がないようですので採決いたします。議案第1
9号については、原案のとおり承認することにご異議ありませ
んか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第19号「米子市文化財保護審
議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいた
します。

浦林教育長 それでは、次に議案第20号「史跡米子城跡整備検討委員会
委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

中原専門官 教育長。

浦林教育長 中原文化振興課専門官。

中原専門官 引き続きまして、追加議案の4ページでございます。同じく、今月末をもって任期が終了いたします、史跡米子城跡整備検討委員会の委員の委嘱について、お願いするものでございます。

設置条例第3条の規定によりまして、以下のとおり委嘱する。委員の任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。委員の氏名、所属につきましてはこちらに書いてある通りでございますが、学識経験がある者ということで、石倉准次郎氏以下14名、及び、教育委員会が適当と認める者ということで、地元の自治会の会長さんでありまして、公民館の館長ということで植田和年氏、合わせて15名にお願いしたいと思っております。ご審議よろしくお願ひいたします。

浦林教育長 質疑はございませんか。

浦林教育長 それでは質疑がないようですので採決いたします。議案第20号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第20号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 以上で本日の議事は、すべて終了しましたが、その他で何かありますか。

浦林教育長 本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時10分